

# 二本松市立塩沢小学校 いじめ防止基本方針

## I 基本的考え方

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（SNSを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策基本法第2条

〈具体的ないじめの様態〉

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
  - 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
  - 存在を否定される。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
  - 遊びやチームに入れない。
  - 席を離される。
- (3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
  - 叩く、殴る、蹴る、つねるなどが繰り返される。
  - 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- (4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
  - 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
  - 靴に画鋲やガムを入れられる。
- (5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
  - 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。
  - 衣服を脱がされたり、髪の毛を切られたりする。
- (6) SNSで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
  - パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
  - いたずらや脅迫のメールが送られてくる。
  - SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

### 2 いじめの理解

- (1) どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命、又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (4) 学級やクラブ活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗然の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

- (6) 特に配慮が必要な児童として以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ア 発達障害を含む障害のある児童
  - イ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童
  - ウ 性同一障害や性的思考・性自認に係る児童
  - エ 東日本大震災により被災した児童、又は原子力発電所事故により避難している児童

## II 基本方針

### 1 いのちの大切さ

学校は、「ひとつしかない命」を大切にすることを、教育活動全体を通じ、機会を捉え、全ての児童に教える。

### 2 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

#### (1) 名称

- 「いじめ防止対策委員会」

#### (2) 構成員

- 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各ブロック代表、教育相談担当、養護教諭、担任

#### (3) 組織の役割

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関する情報の収集と記録・共有・分析
- 緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携 など

### 3 いじめの未然防止のための取組

- (1) いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) いじめは表面化せず、「見えない、見とれないもの」という認識を踏まえ、気になる児童の掘り起こしに努め、生徒指導委員会、職員会議などの場を捉え、全教職員で見とり、対応するとともに、その状況や対応について記録を残す。
- (3) 未然防止を図るためには、児童にお互いの人格を尊重し、相手を傷つける言動をとらないことを教えるとともに、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせることが大切であるため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに取り組む。いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象になり得ることを理解させる。
- (4) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作る。
- (5) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に注意を払う。
- (6) 児童が主体となっていじめ防止、解消に取り組むことができるようにするために、代表委員会やJRC委員会で、いじめ防止、解消について話し合う場を設ける。(5月)また、その後の活動として、いじめ防止のポスター作り、いじめ防止の標語募集の活動などが考えられる。

### 4 いじめの早期発見のための取組

- (1) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって的確に関わり早期発見に努める。
- (2) 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を児童、保護者に広く周知する。なお、教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取り扱いについて十分に慎重に取り扱う。

- (3) 教育相談週間や定期的なアンケート実施により、児童理解といじめの早期発見に努める。
- (4) 児童に関する情報については、教員同士の共有化を図ると共に、必要に応じて保護者と連携しながらその対応にあたる。

## 5 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (2) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
  - A いじめに係る行為が止んでいること。(被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3箇月を目安に、相当の期間継続していること)
  - B 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。(いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること)
- (3) いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (4) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題としてとらえさせ、いじめを受けた者の立場になってそのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて行動の変容につなげる。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し援助を求める。
- (6) SNS上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童から聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (7) 保護者への啓発・支援・助言
  - いじめ防止のため、家庭で子どもの小さな変化を見逃さないこと、SNSの望ましい取り扱いについて、保護者への啓発に努める。
  - いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## 6 重大事態発生時の対応

- (1) 「重大事態」とは

- いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・ 児童が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

- (2) 重大事態の報告  
 ○ 重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会を通じて市長へ報告する。
- (3) 重大事態の調査  
 ○ 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設け調査する。  
 ○ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。  
 ○ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を十分に踏まえる。

7 年間計画 ※ 担当 (①:各担任 ②:生徒指導主事)  
 ○いじめ実態調査(学校生活アンケート)は、時期に合わせた内容を実施する。

	月	各教科・領域	面談・実態調査	校内	保護者・地域
1 学 期	4	道徳科① 「親切・思いやり」 「節度・節制」 「勤労・公共の精神」		いじめ防止対策委員会(学校いじめ基本方針の確認)	学年懇談会①
	5		・しおざわっ子アンケートA① ・教育相談A①	アンケートを受けた指導内容の共有(生徒指導協議会)②	
	6	学級活動① 1・2年 総合①3～6年 「情報モラル」			家庭訪問 第1回学校運営協議会 民生児童委員訪問 学年懇談会①
2 学 期	8		・しおざわっ子アンケートB① ・教育相談B①	いじめ防止対策委員会 アンケートを受けた指導内容の共有(生徒指導協議会)②	
	10				第2回学校運営協議会
	11		・しおざわっ子アンケートC① ・教育相談C①	アンケートを受けた指導内容の共有(生徒指導協議会)②	個別懇談①
	12				個別懇談①
3 学 期	1		・しおざわっ子アンケートD① ・教育相談D①	いじめ防止対策委員会(学校いじめ基本方針の見直し)	
	2				第3回学校運営協議会
	3	√			学年懇談会①

## 8 評価と改善

- (1) 学校評価として、いじめ防止の取組についての評価を行う。方法は、職員、児童、保護者、学校関係者による面談やアンケート等とする。  
 (2) 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討する。